

平成20年2月19日

全国共済農業協同組合連合会本部

自動車部自動車損害調査第一グループ 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

柔道整復師受診妨害防止周知徹底の要望

要望の趣旨

貴共済契約者（以下「契約者」という。）が柔道整復師（以下「整復師」という。）医療選択の自由に基づき受診することに対し、「医療」と「資格と制度」の誤解と偏見により、故なく妨害することのないよう貴傘下関係者に周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

「医療」が「医療を業とする者のモノ」ではなく「患者のモノ」である事は言をまちません。「資格」が国家の「国民への能力の証明」であり、「制度がサービス提供」であることも言をまちません。

この度、JA共済山形（以下「JA山形」という。）が契約者に「万一、医師の診断を要する場合」を引用し、契約者の医療選択の自由とその対象にある整復師医療に対し妨害です。注意を受けたJA山形は「受診妨害する意思は無いから良いではないか」としました（別紙参照）。だが、これはさらに大きな疑問です。即ち、個別的意思以前に一般的認識で医師受診斡旋・整復師受診疎外の問題こそ根本的問題です。

実は、本件同様問題の非は既に別紙例に見るとおり再々指摘され、その防止対策が講じられている次第です。だが、相変らず続発しています。そこで、本件の詳細な調査の下に続発原因究明と再発防止対策不備欠陥克服対策を賜るようお願い申し上げます。